

フランスにおける従業者発明制度

1. 歴史

(1) 1978年以前の従業者発明の取扱い

法律及び判例法

- ・ 1968年特許法第4条では特許出願における発明者としての氏名掲載権を規定。
- ・ 1978年特許法第1条の3により職務発明制度が導入される以前は、公務員等に適用される特別規則があったものの、使用者と従業者それぞれの権利は、一般的には判例法、個別契約、団体協約等により決定されていた。
- ・ 当時の判例法の原則は、以下のとおり。

発明の分類		帰属
職務発明	雇用契約に基づく発明	使用者に帰属
混合発明 (共同発明)	職務ではないが、会社の資源を用いてなした発明	使用者と従業者の共有
自由発明	職務外の発明	従業者に帰属

実務

- ・ 従業者は職務発明によって追加の補償を受けることができず、混合発明における共有の取扱いは実務上の不便さを伴っていた。
- ・ 個別契約により、発明の実施により利益を得た場合に、追加の補償が支払われていた会社の例はいくつかあるものの、対外的には秘密とされていた。
- ・ 発明者からの干渉を受けることなく特許管理の自由度を確保するため、及び共同研究における発明者の決定の困難性に対処するために、使用者は状況に応じて個別契約で処理を行い、一般的な追加補償制度を設けていなかった。

1978年法への改正理由

- ・ 当時のフランスにおいては、発明促進に高い優先度がおかれていたため、政府及び立法府は当該目的を達成するために、従業者の権利化を拡張することが必要と考え、1978年7月13日に特許法改正を行った。

(2) 職務発明制度の特許法への導入

1978年特許法における従業者発明制度の概要

- ・ 1978年特許法（法律78-742号）第1条の3及び第68条の2により導入（同法は1979年7月1日施行。適用範囲は施行日以降になされた発明（判例法））
- ・ 職務発明は使用者に帰属し、その他の発明は従業者に帰属、等現行法と概略同じ。
- ・ 職務発明に関する調停委員会の設置。
- ・ 職務発明の追加の補償は、団体協約、社内合意、個別雇用契約によって決定され

る（但し、追加補償は必須ではなく、実務では何ら支払われないケースがほとんどであった）。

【参考】1978年特許法第1条の3、1項

当該発明の創作者である従業者が追加の報酬を受けうる（*may*）条件は、団体協約、社内合意及び個別契約によって定められるものとする。

- ・1979年9月4日従業者発明に関する規則（政令79-797号）により、施行規則が規定された。

1990年改正特許法（1990年11月26日公布：法律90-1052号）における従業者発明制度の概要

- ・第1条 の3 (1)に規定された追加補償の支払いの義務化。

【参考】1990年特許法第1条の3、1項

当該発明の創作者である従業者が追加の報酬を受ける（*shall*）条件は、団体協約、就業規則及び個人的雇用契約によって定められるものとする。

- ・団体協約によってカバーされていない従業者の場合の追加補償に関する紛争は調停委員会で扱うことが規定された。

1992年7月1日、特許法、意匠法、商標法等を統合した知的財産法（法律92-597号）制定。

2．現行制度

（1）法律

1992年知的財産法：（1992年7月1日公布：法律92-597号）（改正：1994年2月5日法律94-102号、1996年12月18日法律96-1106号）（1996年12月20日施行）。

< 従業者発明に関する規定 >

- ・**知的財産法第611条の7**（1990年11月26日法で改正された1978年7月13日特許法1条の3に基本的に同じ）
- ・**知的財産法第615条の21**（第611条の7の適用に関する紛争を扱う調停委員会）

（2）規則

1995年知的財産規則（1995年4月10日公布：政令95-385号）（改正：2001年2月13日政令2001-140号）。

< 従業者発明に関する規定 >

- ・**知的財産規則第611条1～611条10**（従業者発明）
- ・**知的財産規則第611条11～611条14の1**（公務員発明）
- ・**知的財産規則第615条6～615条31**（調停委員会）

(3) 従業者発明制度の概要

原則

適用範囲

- ・ フランス従業者発明制度は、フランス法での雇用契約下におかれるすべての従業者に対し適用され、従業者に対するより有利な契約上の規定がない場合には強制的に適用される。(知的財産法第611条の7柱書)
- ・ 国家公務員、地方公務員、国家評議会の政令に規定された条件の下での公共法人の職員にも本条は適用される。(法第611条の7(5))
- ・ 追加の補償の算定においては、国内特許のみならず外国特許による利益も考慮される¹。

権利の帰属

- ・ 職務発明は使用者に原始帰属(法第611条の7(1))
- ・ 職務発明以外は従業者に原始帰属(法第611条の7(2))

従業者発明の種類

従業者発明の種類) 及び使用者及び従業者それぞれの権利の定義については、知的財産法第611条の7に規定されている。

職務発明 使用者に帰属

従業者の実際の職務に対応する発明任務を含む労働契約、又は明示的に委託された研究及び調査の遂行中になされた発明(法第611条の7(1))。

職務外かつ使用者に承継可能な発明 使用者は権利の移転を請求可能

職務発明に該当しないが、従業者としての業務中になされた発明、使用者の業務領域に属する発明、使用者の資源(知識、技術、特定手段、データ)の使用を起因とする発明(法第611条の7(2))。

自由発明 従業者に帰属

使用者の業務領域外の発明で、使用者の資源を使用せずになされた発明(法第611条の7(2))。

従業者発明制度の適用対象となる従業者の範囲

民間部門の従業者

(a) 原則

- ・ フランス知的財産法第611条の7は、フランス法によって準拠された雇用契約によって雇用者に結びつけられた全ての従業者に適用される。フランス

¹ SA ROUSSEL UCLAF(現在、HOECHST MARION ROUSSEL) v/ RAYNAUD and LABRIE PIBD 2000.III.101

法によれば、雇用契約は、使用者への従業員の服従によって特徴づけられる。

- ・発明に関する従業員・使用者間の契約は書面で記録されるものとし、書面で記録されない場合は無効とする。(法611条の7(3)、規則611条10)。

(b) 複数の雇用契約が共存する場合

- ・複数の雇用契約の下にある発明者(例えば幾つかの会社の販売代理者)は、各々の使用者へ発明を報告する。
- ・雇用契約と他の契約が共存する場合、発明者は雇用契約下の使用者へ発明を報告する。

(c) 特殊な雇用契約の場合

- ・会社取締役等については、雇用契約が存在しても、会社との間に別段の合意がなければ、適用されない
- ・見習期間契約は雇用契約であり、見習者(試用者)への従業員発明制度は適用可能。
- ・訓練生契約は雇用契約ではなく、原則訓練生への適用はない。訓練生による発明の取り扱いについては、訓練生と受入れ会社の間で事前に自由に決定することができる。

公務員である公共部門の従業員等

- ・大学人員に関して、研究者兼教師、大学教授の発明に対し、従業員発明の規定が適用されたとした判例²あり。

別会社へ出向中の従業員

- ・出向者のなした発明は、出向元・出向先の間で別段の契約がない場合、出向元に職務発明が帰属する³。

) 従業員・使用者の義務・権利等

義務

・〔従業員〕発明報告義務

従業員は、その発明を、職務発明か否かが分類できる程度に(発明が使用者に帰属する場合

² Adolph et al v. Universite Pierre et Marie Curie [UPMC] 事件(1993年12月3日パリ第一審判決) Dossiers Brevets 1994-1-4.

³ DIVER v EDF 事件(1998年2月24日最高裁判所判決) Dossiers Brevets 1999.1.6. SOCOTEC社のエンジニア Mr. Diver と EDF は、個人的な接触の後、1979年12月28日の SOCOTEC と EDF の間の研究契約に従って、Mr. Diver が EDF に一時的に出向し、その研究の結果は EDF に帰属した。1981年3月20日に、EDF は特許出願し、その後、Mr. Diver はその特許の部分所有権を裁判所に請求した。1995年7月5日パリ控訴院は、この請求を棄却し、最高裁判所は、1979年の合意によれば、出向中の従業員の協力で行なわれた研究の結果は EDF に帰属し、また、Mr. Diver は使用者 SOCOTEC によって発明任務の枠組み内で行動した、との理由で、原審を追認した。

は発明の詳細も)、受領確認可能なように書留郵送等により、使用者に直ちに報告する義務を負う(法第611条の7(3)、規則第611条1、第611条2、第611条3、第611条9)。

・〔使用者〕発明報告の妥当性についての通知義務

報告(又は追加報告)受領後2か月以内に、使用者は、発明の分類の同意・不同意を含め報告の妥当性を従業者に通知する義務を負う(分類記載ない場合は使用者の分類を通知)。通知のない場合は、分類を含め報告は妥当とみなされる(規則611条5)。

・〔使用者〕権利帰属の請求を4か月以内に行う義務

使用者は、別段の合意なき場合、発明詳細受領後4か月以内に発明の帰属の請求を行う義務を負う(規則611条7)。

・〔従業者及び使用者〕特許出願の際の通知義務

従業者、使用者いずれかが、特許出願した場合は、写しを通知する義務を負う(規則611条10)。

・〔従業者及び使用者〕相互に情報交換をする義務

従業者及び使用者は、発明に関する一切の関連情報を相互に連絡する義務を負う(法第611条の7(3))。

・〔従業者及び使用者〕権利行使を妨げる漏洩を差し控える義務

両者とも、本法によって与えられる権利行使を全面的又は部分的に損なうような漏洩は一切差し控える義務を負う(法611条の7(3)、規則611条10)。

権利

・〔従業者〕職務外かつ使用者に承継可能な発明につき公正な補償を受ける権利

職務外かつ使用者に承継可能な発明の場合、発明又は特許出願の承継に対し、使用者の権利請求に応じた公正な額の補償を受ける権利を有する(法第611条の7(1)及び(2))。

発明の承継

- ・使用者が従業者に対し、一般的な契約によって将来の発明を承継するように要求することはできない。
- ・職務発明は自動的に使用者に帰属するので、包括的か個別的かによらず、使用者へのいかなる譲渡も不要。
- ・職務外かつ使用者に承継可能な発明に関しては、法律によれば従業者に帰属するが、使用者は事案毎に、発明及びそこから由来する全部又は一部の権利を譲渡するように要求することができる。

）補償

職務発明に対する追加の補償

追加の補償の条件は、団体協約⁴、社内合意、個別雇用契約によって定められる（法第611条の7(1)）。団体協約に規定がない場合は、社内合意や個別雇用契約で支払い条件を規定できるが、規定の設置を義務付けられているわけではない。

（a）団体協約による補償の支払い

- ・現在フランス国内に存在する団体協約は約170。職務発明制度の規定を含んでいるものは約40程度であるが⁵、そのうち職務発明に係る追加補償に関する規定を含んでいるものはほとんどない。よって、社内合意又は個別雇用契約にゆだねているか、そもそも規定がない企業が大多数である。

【参考】職務発明に対する追加の補償の支払い条件を定めている団体協約例

）全国化学産業団体協約第 17 条における規定事項

- ・特許出願における従業者発明者の氏名掲載義務。
- ・従業者は特許出願から 5 年以内に該特許に係る発明が実施された場合に、発明価値に比例した報償を受ける権利を有する。
- ・上記の報償額は、発明の属する研究分野、実用化における困難性、当初の個人的貢献、商業的重要性等を考慮して一括して支払われる。

）冶金産業団体協約第 26 条における規定事項

- ・特許出願における従業者発明者の氏名掲載義務。
- ・従業者の発明が、企業に対し例外的な価値を与え、その価値が該従業者の給料と比較できないほど重大なものである場合、特許が認められていることを条件に該従業者は、一括又は分割払いの追加の補償を受ける。

その他、職務発明に対する追加の補償の支払い条件を定めている団体協約として、全国プラスチック材料団体協約第8条、全国土木団体協約第63条などがある。

（b）社内合意による補償の支払い

【参考】職務発明に対する追加の補償の支払い条件を定めている社内合意例

）仏 IBM

- ・冶金業界の団体協約を基本として、修正を加えた独自の制度。
- ・ポイント制を採用（各発明に付き、出願毎にカウント。1特許出願当たり3ポイント、1防御的公開当たり1ポイント）。
- ・発明者ごとに各発明当たり年間12ポイントで表彰及び賞与の対象。
- ・賞与額は累退式：第一特許につき1,500米ドル（約17万5千円）、第二特許につ

⁴ ここでいう団体協約とは、各業種分野における従業者団体と使用者団体との交渉に基づき、雇用関係全般に関して定められた規則のことをいう。団体協約は、一旦双方によって合意されれば、その分野で主に活動するフランス企業に対し強制的に適用される。

⁵ Dossier Brevets に紹介された 1979 年に行われた調査結果。

- き1,200米ドル（約14万円）、第三特許につき750米ドル（約9万円）。
- ・従業者発明に係る紛争解決のために、約5年おきに内部の調停委員会で審理。

) PEUGEOT-CITROEN

- ・1999年1月1日から、1987年から有効であった特許出願時補償（3,000フラン(約54,000円)）に加え、フランス特許出願がフランス国外で特許になった場合の補償（5,000フラン(約9万円)）並びに、欧州特許が許可され且つ発明が実施された場合の補償（12,000フラン(約21万円)）を支払う。
- ・この補償の額は、もし発明者が複数いる場合には低減される：前記国外特許時の補償は、発明者2名の場合1発明者当たり3,000フラン、発明者3名の場合1発明者当たり2,000フラン。
- ・年間最優秀発明賞の発表とともに、発明者の昼食会及び年次会合が開催される。

(c) 公務員の場合の追加の補償（規則第611条14(1)）

- ・公務員の場合の追加の補償額は、年間実施料収入から必要経費を控除後、発明者の貢献度の係数を乗じた額を「基礎額」とし、この50%とする。ただし、その補償算定額が一定額（年間総給与等）を越える場合には、越える部分につき基礎額の25%で算定。

(d) 追加補償の支払い請求の時効

- ・追加補償の支払い請求権の時効は、発明者が使用者による発明の商業的使用を知った日から5年（給料支払いと同様）で、退職後も適用される（判例によると、追加補償は給料への補足とみなされている）。

職務外かつ使用者に承継可能な発明に対する公正な補償

(a) 公正な補償の決定

- ・公正な補償額は、個別案件ごとに、その具体的状況に応じて、使用者と従業者の合意によって決定される。
- ・当事者間で合意に至らない場合は、共同調停委員会が決定を行うが、その際同委員会は、提出されるすべての要素、特に使用者及び従業者によって提出されるものを考慮し、両者各々の当初の貢献並びに発明の産業的及び商業的有用性の双方を勘案し、公正な補償を算定する（法第611条の6(2)）。

(b) 実務

- ・団体協約及び社内合意で公正な補償額を定めた例は見当たらない。
- ・補償額の決定時期は、判例においても、権利帰属の請求日と、発明の実施後とに分かれている。
- ・公正な補償の支払い方法につき、判例は一律ではなく、各事例により一括支払い、発明の利用による売上に基づくロイヤリティ形式、の一方又は両方が提示されている。

3. 調停委員会（CNIS）による紛争解決

目的：知的財産法第611条の7の適用に関する従業者及び使用者の間の紛争解決

構成：法務大臣等により任命される任期3年の委員長と、委員長が案件ごとに適切な名簿に基づき指名する2名の補佐役（一人は従業員代表推薦、一人は使用者組織の推薦）。

手続：当事者の一方の申請による。委員会は、決定を出さず、単に調停案を提示するのみ。当事者のうち一方が、調停案通知後1か月以内に第一審裁判所にその事件を提出しなければ、当事者間の合意が構成されたとみなされる。

統計：（CNIS 事務局による統計）

- ・ 1980年 CNIS 創設以来の申請件数：約200件（1年当たり約10件）
- ・ 1年当たり、2、3件は当事者間の合意にいたらず、第一審裁判所へ提訴。
- ・ 申請の約62%は退職者（申請時点）による申請。
- ・ 1990年～1995年の申請58件の申請理由の内訳
（このうち従業者による申請は48件）

申請理由	件数
発明の分類に関する申請	30
追加補償額に関する申請	3
公正補償額に関する申請	14
法改正前になされた発明に関するため拒絶された申請	11

- ・ 1994～1998年の調停案の内訳：追加の補償額（15事例）、公正な補償額（11事例）

●追加の補償額（調停案）

換算レート（1フラン＝18円）

1994 年	72 万円	2 発明に対し 72 万円			
1995 年	180 万円	36 万円			
1996 年	29 発明に対 し 432 万円	9 発明に対 し 216 万円	22 万円		
1997 年	189 万円	16 発明に対 し 286 万円	2 発明に対 し 360 万円	90 万円	8 発明に対 し 1440 万円
1998 年	1080 万円	180 万円	810 万円		

●公正な補償額（調停案）

換算レート（1フラン＝18円）

1994 年	54 万円	540 万円	108 万円	108 万円
1995 年	288 万円	7 年間総売上 の 1%		
1996 年	72 万円	216 万円		
1997 年	108 万円	432 万円		
1998 年	270 万円			

4．現行制度に関する議論

2001 年にフランス議会の経済委員会に報告されたレポート⁶

- ・ドイツが産業財産権でリードしているのは、強いインセンティブを有する従業者発明制度が一因であるとして、発明者による特許出願の金銭的インセンティブ付与の改善について提案。
- ・特許法第 611 条の 7 の規定に関し、5 年間に 1 件は特許出願している中小企業の 2/3 が、追加補償を支払ったことがなく、また大多数が法制度についての知識を持ち合わせていないという研究結果を引用（EPO のために Roland Berger Forschungs Institut が行った 1995 年の研究）。
- ・法第 611 条の 7 が、出願、外国出願、等それぞれの段階での一括支払いを規定するような、より詳細な制度が設けられるべきであり、このような改正は、従業者及び使用者の代表組織と交渉し、特に中小企業等、各社の状況を考慮して、徐々に導入されるべきであると提言している。

5．改正及び改正の試み

- ・フランスでは、従業者発明制度の改正は近い将来予定されていない。

6．主要な判例

(1) 発明の分類に関して

A．従業者により、職務外かつ使用者に承継可能発明と通知された発明を、職務発明と認定した判例：

1994年2月10日パリ控訴院判決 (ROUSSEL UCLAF V/ RAYNAUD)

〔事件の概要〕

問題となった特許は、1979年9月21日に使用者によって出願された。原告 (RAYNAUD) は、特許出願日以前の1979年9月1日に管理業務を任命された時点で研究の任務は終了したと主張。

〔裁判所の判断〕

裁判官は裁判所に提出された書類を考慮して、研究任務の終了は1979年10月1日であり、

⁶ Rapport d'information No. 377 (2000-2001), M. Francis GRIGNON, *STRATEGIE DU BREVET*

特許出願された発明は職務発明であると判示した。

1998年5月7日パリ第一審裁判所判決(GONCALVES v/ L'OREAL, Dossiers Brevets 1998, II, 5)

〔裁判所の判断〕

CNIS(1996年1月22日の提案)及びパリ第一審裁判所は、雇用契約と覚書を考慮して、従業者による発明は職務発明であると認定した。

ポイント

- ・ 発明任務の存在は使用者によって立証されなければならない。
- ・ 発明任務を含まない雇用契約下の従業者が、明示的に委託された特定の発明任務を有していたかの立証は困難である（立証のためには、使用者は日付が示された「任務書簡」等の書類を作成しておく必要がある）。
- ・ CNIS の提案及び裁判所の判決は、覚書、組織図等も含むあらゆる事項を考慮して、雇用の性質を検証し、発明任務の有無を立証している。

B．職務外かつ使用者に承継可能な発明であると認定した判例

ボルドー第一審裁判所判決(LALOUBERE v/ THOMSON BOUEES)

〔裁判所の判断〕

単なる制御や改良範囲の任務を越える場合に限り、研究すなわち発明任務になり得ると判示。

ポイント

- ・ 従業者の任務に、一般的な発明任務が含まれていたか否かが検証され、続いて明示的に委託された特定の発明任務が存在したか否かが検証され、両者が否定されるとき職務外の発明であると認定される。

C．職務発明に対する追加の補償額につき判断した判例

1987年3月12日パリ控訴院判決(LEMONNIER and MESSAN v/ CISI, PIBD 1987 III 152, Dossiers Brevets 1987.VI.7.)

〔裁判所の判断〕

裁判所は、使用者による商業的利用は、使用者が主張するようなささいなものではなかったと認定（ライセンシーである IPS 社は、被告（CISI 社）特許に基づく材料に関し税抜きで約885万フラン（約1億6千万円）を売り上げ、既に支払ったロイヤリティに加え約44万フラン（約800万円）のロイヤリティを支払うことに合意していたことを考慮）。そし

て裁判所は、被告による補償の支払い額が不十分であると判断し、各々の発明者に7万5千フラン（約135万円）の支払いを命じた。

ポイント

- ・ 認定された補償額は、使用者の利益に比して高額であるように思われるが、この理由として使用者の利益が5年間の利用に基づくものである点、特許がまだ10年間有効である点、また裁判所により認定された補償額は包括的かつ決定的な額である点等が指摘できる。なお、原告、被告の当初の主張額は、原告約2,500万円、被告約3万円であった。

2000年11月21日破毀院判決(SA ROUSSEL UCLAF(現在、HOECHST MARION ROUSSEL) v/ RAYNAUD and LABRIE PIBD 2000.III.101)

〔裁判所の判断〕

パリ控訴裁判所は、発明(LHRH ホルモンを使用した新しい外用薬に関する発明)は、(化学産業団体協約第17条により追加の補償が義務付けられる)職務発明であると認定した(上記例)。追加の補償額決定に対する専門家の鑑定の後、前記協約第17条に規定された計算条件に関し、被告・原告両者の意見が以下のように対立した。

使用者の主張：追加の補償額は、発明者の月給と比較されるべきで、実務上1～3ヶ月の給料に相当すべきであり、それを越えることは「従業者間の平等な処遇の基本原則」に反する。

従業者の主張：「商業的重要性」を考慮するという基準を示した第17条の厳密な適用を要求。

控訴裁判所は従業者の主張を受け入れ、発明により得られた売上高(フランス：実施の開始から1997年までの6億1500万フラン(約110億円)及び米国における売上高)及び米国における二人のライセンシーによって支払われたロイヤリティ(2500万フラン(約4.5億円)及び2000万フラン(約3.8億円))に基づいて、追加補償の額を400万フラン(約7,200万円)に確定した。破棄院は控訴人の上告を棄却した。

D. 「職務外かつ使用者に譲渡可能な発明」の承継に対する公正な補償の額につき判断した判例

1986年2月25日大審裁判所判決, THOMBORROJAC v/ OLGIAU, DB 1986 IV.3)

〔裁判所の判断〕

- ・ 裁判所は、自動車機械産業の通常の料率を5%と推定。
- ・ 特許された発明に関し「発明者の貢献部分」を25%と認定。
- ・ 過去(1983年8月30日～1984年12月30日)に関する税抜き売上高550万フラン(約1億円)について、算定。(5,500,000×5%×25%=68,750フラン(約120万円))